

令和元年8月1日から、 「東京都離島住民航空割引カード」が無いと、 航空便の割引運賃の利用が、 出来なくなります！！

令和元年8月1日以降より、調布⇄三宅島路線（新中央航空株）並びに、東京愛らんどシャトル全路線（東邦航空株）の割引運賃を利用する際は、三宅村が発行する「東京都離島住民航空割引カード」（以下「航空割引カード」という。）の提示がないと、割引運賃が適用されなくなります。

このため、令和元年5月27日(月)から、三宅村臨時庁舎1階窓口及び島内各出張所において、航空割引カードの申請を随時受け付けます。

航空便の利用予定がある方は、下記により申請手続きをお願いします。

◆航空割引カード発行の対象者

三宅村に住民登録している方

◆申請に必要なもの

○申請書 ※裏面をご利用ください。（注意事項等をご確認ください。）

○写真(縦30mm、横24mmで、半年以内に撮影した顔写真をご用意ください。)

○本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・パスポートなど顔写真付のもの、顔写真の無いものは、健康保険証・年金証書・介護保険者証等2点が必要です。)

◆写真の撮影について(有料です。)

島内で申請写真の撮影を希望する方は、下記にお問い合わせください。

アイランズフォート 井上 電話:2-0777 携帯:090-8945-7925

◆申請受付開始日

令和元年5月27日(月)から随時受付。(土日祝日は除く)

◆航空割引カードの有効期限

発行日から5年間 ※ただし、有効期限内でも住民登録がなくなったときは、直ちにご返却願います。

◆申請受付・交付窓口

役場臨時庁舎1階窓口及び島内各出張所 ※申請内容を確認後、その場で航空割引カードを作成してお渡しします。なお、同一世帯員以外の代理申請は、委任状が必要となり、役場臨時庁舎1階窓口のみの受付となります。(後日郵送)

申請に関するお問い合わせ先：三宅村役場 村民課 住民年金係 (5-0904)

企画財政課 企画情報係 (5-0984)